

平成18年第4回朝日町議会臨時会会議録(第1号)

平成18年8月29日(火曜日)午前10時00分開議

議事日程(第1号)

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 選挙第1号
- 第 5 議席の指定
- 第 6 選挙第2号
- 第 7 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件(委員長及び副委員長互選の件)
- 第 8 朝日町議会運営委員会の委員選任の件(委員長及び副委員長互選の件)
- 第 9 朝日町議会の特別委員会設置の件(委員の選任及び委員長並びに副委員長互選の件)
- 第10 選挙第3号
- 第11 選挙第4号
- 第12 議案第47号
(提案理由説明、採決)
- 第13 議案第48号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 第14 議案第49号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第1号
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 選挙第2号

- 日程第 7 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件（委員長及び副委員長互選の件）
- 日程第 8 朝日町議会運営委員会の委員選任の件（委員長及び副委員長互選の件）
- 日程第 9 朝日町議会の特別委員会設置の件（委員の選任及び委員長並びに副委員長互選の件）
- 日程第 10 選挙第 3 号
- 日程第 11 選挙第 4 号
- 日程第 12 議案第 47 号
（提案理由説明、採決）
- 日程第 13 議案第 48 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 14 議案第 49 号
（提案理由説明、質疑、討論、採決）

出席議員（10人）

- 1 番 水 野 仁 士 君
2 番 長 崎 智 子 君
3 番 脇 四 計 夫 君
4 番 水 島 一 友 君
5 番 大 森 憲 平 君
6 番 梅 澤 益 美 君
7 番 中 陣 將 夫 君
8 番 廣 田 誼 君
9 番 稲 村 功 君
10 番 吉 江 守 熙 君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

- 町 長 魚 津 龍 一 君
助 役 永 口 明 弘 君

教 育 長	永 口 義 時 君
あさひ総合病院長	赤 川 直 次 君
総 務 部 長	竹 内 寿 実 君
民 生 部 長	吉 田 進 君
産 業 部 長	朝 倉 茂 君
秘 書 政 策 室 長	山 崎 富 士 夫 君
総 務 課 長	林 和 夫 君
財 務 課 長	大 村 浩 君
住 民 課 長	数 家 善 継 君
健 康 課 長	竹 内 忠 志 君
産 業 課 長	大 井 幸 司 君
建 設 課 長	小 川 雅 幸 君
出 納 室 長	澤 田 雅 文 君
あさひ総合病院	
事 務 部 長	九 里 正 憲 君
消防本部総務課長	善 万 敏 雄 君
教育委員会事務局長	稲 荷 優 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	稲 荷 進
議 事 係 長	竹 谷 俊 範

(午前10時05分)

開会の宣告

臨時議長(稲村 功君) ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより平成18年第4回朝日町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

臨時議長の議事の役目は、仮議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定及び朝日町議会議長選挙の件であります。

仮議席の指定

臨時議長(稲村 功君) これより、本日の日程に入ります。

仮議席の指定につきましては、先ほど議会事務局長から申し述べたとおりであります。立候補届出順に指定いたしました。

会議録署名議員の指名

臨時議長(稲村 功君) 次に、会議録署名議員の指名を行います。

仮議席1番 廣 田 誼 君

仮議席3番 梅 澤 益 美 君

を指名いたします。

会期の決定

臨時議長(稲村 功君) 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時議長(稲村 功君) ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は追ってご案内いたします。

(午前10時07分)

〔休憩中〕

(午前10時30分)

臨時議長（稲村 功君）休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第1号

臨時議長（稲村 功君）これより、日程第4 選挙第1号朝日町議会議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（稲村 功君）ただいまの出席議員数は10人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（稲村 功君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する声なし〕

臨時議長（稲村 功君）配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票してください。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

臨時議長（稲村 功君）異状なしと認めます。

これより、投票を行います。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長（稲荷 進君）点呼・各議員投票〕

臨時議長（稲村 功君）投票漏れはありませんか。

〔発言する声なし〕

臨時議長（稲村 功君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人の指名を行います。

仮議席番号4番 水野仁士君及び仮議席番号5番 水島一友君を開票立会人として指名い

たします。

開票立会人の立ち会いを願います。

〔開票〕

臨時議長（稲村 功君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票

そのうち、

有効投票 9 票

無効投票 1 票

であります。

有効投票のうち、

吉江守熙君 5 票

中陣將夫君 2 票

稲村 功 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。

よって、選挙の結果、吉江守熙君が当選人となりました。

ただいま、議長に当選されました吉江守熙君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（稲村 功君） 新しく議長に選ばれました吉江守熙君から議長就任あいさつの申し出がありますので、これを許します。

吉江守熙君。

〔仮議席 7 番吉江守熙君登壇〕

仮議席 7 番（吉江守熙君） ただいま議長の許しを得まして 当選人となりました。その中で一言御礼を申し上げます。

改選後の議会の構成の中で、議長選挙の中で多数の賛同を得まして議長になりましたことを心から厚く御礼申し上げます。

また、この議会は、何と申しますか、みんな十人十色、主義主張、そしてお互いのポリシーを持ってあります。そういう中で構成されている中をどうか上手に議会運営に努めていき

たいなと思っておりますが、一言議員各位に、選ばれた以上は皆さん全員が人格と名誉を尊重し、言論の府といいますけれども、だからといって何でも話をしても、どんな話でもいいということにはならないと思いますので、そこらあたりを自分たちの人格、そして名誉を損なわないように言論の府としていきたいと思っております。

そしてかつまた、住民ニーズの多様化する中で、私たちは、執行機関と議会と一体となって、朝日町のさらなる発展と住民福祉の向上に向けて全力を投球する覚悟でございますので、よろしく願いいたします。

そしてかつまた、皆様方の協力とご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げまして、私のあいさつにかえさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

臨時議長（稲村 功君） どうもご苦労さまでした。

これをもって、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。

議員各位のご協力に対し、深く感謝を申し上げます。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

〔休憩中に、稲村 功臨時議長が退席し、吉江守熙新議長が議長席に着席〕

（午前10時44分）

議長（吉江守熙君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の運営につきましては、何とぞ議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。

議席の指定

議長（吉江守熙君） これより、日程第5 議席の指定を行います。

議席につきましては、先例として当選期別ごとにくじで決めておりますので、今回もそれでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

異議がないようなので、先例に従って、当選期別ごとにくじにより決めることとし、議員各位にはくじを引いていただきます。

〔事務局長（稲荷 進君）点呼・各議員くじ引き〕

議長（吉江守熙君） 議席の指定を行います。

議席は、朝日町議会会議規則第3条の規定により、議長から指定いたします。

各議員の議席番号及び氏名を事務局長から朗読させます。

事務局長（稲荷 進君） 議席番号1番 水野仁士議員、議席番号2番 長崎智子議員、議席番号3番 脇四計夫議員、議席番号4番 水島一友議員、議席番号5番 大森憲平議員、議席番号6番 梅澤益美議員、議席番号7番 中陣將夫議員、議席番号8番 廣田誼議員、議席番号9番 稲村功議員、議席番号10番 吉江守熙議員、以上であります。

議長（吉江守熙君） ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約15分間とし、11時5分から再開いたします。

（午前10時49分）

〔休憩中〕

（午前11時05分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第2号

議長（吉江守熙君） これより、日程第6 選挙第2号朝日町議会副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（吉江守熙君） ただいまの出席議員数は10人です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（吉江守熙君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 配付漏れはなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票してください。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（吉江守熙君） 異状なしと認めます。

これより、投票を行います。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長（稲荷 進君）点呼・各議員投票〕

議長（吉江守熙君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人を指名します。

議席番号2番長崎智子君及び3番脇四計夫君を開票立会人として指名いたします。

開票立会人の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（吉江守熙君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票

そのうち、

有効投票9票

無効投票1票。

有効投票のうち、

大森憲平君 7票

稲村 功君 1票

脇四計夫君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、選挙の結果、大森憲平君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大森憲平君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（吉江守熙君）当選されました大森君から副議長就任あいさつの申し出がありますの

で、これを許します。

大森憲平君。

〔5番大森憲平君登壇〕

5番（大森憲平君） ただいま副議長の選挙に当選させていただきまして、本当にありがとうございます。

吉 江議長の補佐役として任期2年間、町発展のために、また議会発展のために尽くしていきたいと思いますので、どうか皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでございました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は追ってご案内いたします。

（午前11時15分）

〔休憩中〕

（午後1時00分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

朝日町議会の常任委員会の委員選任の件

議長（吉江守熙君） 日程第7 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件を議題とします。常任委員会の委員選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり議長から指名いたしたいと思います。

総務産業委員5名水野仁士君、長崎智子君、脇四計夫君、廣田誼君、吉江守熙。

民生教育委員5名水島一友君、大森憲平君、梅澤益美君、中陣將夫君、稲村功君。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を各常任委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員とすることに決定いたしました。

常任委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。

ただいまから各委員会を開催し、委員長・副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員が選任された最初の委員会でありますので、朝日町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員がこの職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時02分)

〔休憩中に両常任委員会を開催〕

(午後1時03分)

議長(吉江守熙君) 休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、互選の結果、総務産業委員会委員長に水野仁士君、副委員長に長崎智子君、民生教育委員会委員長に水島一友君、副委員長に梅澤益美君が互選されましたので、報告いたします。

朝日町議会運営委員会の委員選任の件

議長(吉江守熙君) 次に、日程第8 朝日町議会運営委員会の委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員会の委員選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり議長から指名いたしたいと思います。

議会運営委員会委員に、大森憲平君、梅澤益美君、中陣將夫君、稲村功君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(吉江守熙君) 異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ただいまから委員会を開催し、委員長・副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員が選任された最初の委員会でありますので、朝日町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員がこの職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時05分)

〔休憩中に議会運営委員会を開催〕

(午後1時06分)

議長(吉江守熙君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、互選の結果、委員長に中陣將夫君、副委員長に稲村功君が互選されましたので、報告いたします。

朝日町議会の特別委員会設置の件

議長(吉江守熙君) 次に、日程第9 朝日町議会の特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

1つ、日本海関東首都圏連絡道路構想の実現を図るため、委員10名をもって組織する日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会を設置する。

以上、1つの特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(吉江守熙君) ご異議なしと認めます。

よって、議会に日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会の1つの特別委員会を設置することが決定いたしました。

なお、特別委員会は、それぞれの審査及び調査の終了するまで継続するものであります。

特別委員会の委員の選任の件については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定により、次のとおり指名いたしたいと思います。

水野仁士君、長崎智子君、脇四計夫君、水島一友君、大森憲平君、梅澤益美君、中陣將夫君、廣田諠君、稲村功君、吉江守熙。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を特別委員会の委員とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を特別委員会の委員とすることに決定いたしました。

特別委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定により、それぞれ委員会において互選することになっております。

ただいまから特別委員会を開催し、委員長・副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員が選任された最初の委員会でありますので、朝日町議会委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員がこの職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時08分）

〔休憩中に特別委員会を開催〕

（午後1時09分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に特別委員会が開催され、互選の結果、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会委員長に私、吉江守熙、副委員長に大森憲平君が互選されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は追ってご案内いたします。

（午後1時10分）

〔休憩中〕

（午後1時39分）

議長（吉江守熙君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第3号

議長（吉江守熙君） 次に、日程第10 選挙第3号新川広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川広域圏事務組合議会議員は2名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

新川広域圏事務組合議会議員に吉江守熙、廣田誼君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉江守熙、廣田誼君の2名を新川広域圏事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉江守熙、廣田誼君の2名が新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました吉江守熙、廣田誼君の2名が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第4号

議長（吉江守熙君） 次に、日程第11 選挙第4号新川地域介護保険組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川地域介護保険組合議会議員は2名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

新川地域介護保険組合議会議員に吉江守熙、梅澤益美君の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました吉江守熙、梅澤益美君の2名を新川地域介護保険組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉江守熙、梅澤益美君の2名が新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました吉江守熙、梅澤益美君の2名が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議案第47号

議長（吉江守熙君） 次に、日程第12 議案第47号朝日町監査委員を選任するため同意を求める件を議題といたします。

提案理由説明

議長（吉江守熙君） 議案第47号について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 議案第47号は、朝日町監査委員を選任するため同意を求める件であります。

これは、朝日町監査委員のうち、町議会議員から選任しておりました監査委員が8月28

日をもって任期満了となりましたので、その後任の委員を選任するため同意を求める件であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

（午後1時45分）

〔休憩中に、町長（魚津龍一君）が議案第47号について細部説明を行う〕

（午後1時47分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件について、町長から氏名を発表していただきます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 朝日町監査委員に、住所 朝日町境1346番地、氏名 水島一友、生年月日昭和23年2月21日生まれを選任いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

ただいま水島一友君が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、水島一友君の退席を求めます。

〔水島一友君退席〕

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

議案第47号については、議案の性質上、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、質疑、討論を省略することに決しました。

採 決

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

議案第47号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件は、原案のとおりこれを同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 朝日町監査委員を選任するため同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

〔水島一友君着席〕

この際、暫時休憩いたします。再開時間は追って案内します。

（午後 1 時 4 9 分）

〔休憩中〕

（午後 2 時 5 0 分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 4 8 号、議案第 4 9 号

議長（吉江守熙君） 次に、日程第 13 議案第 48 号指定管理者制度に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、日程第 14 議案第 49 号公の施設の指定管理者の指定の件の 2 議案を一括議題といたします。

提案理由説明

議長（吉江守熙君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 平成 18 年第 4 回朝日町議会臨時会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 48 号 指定管理者制度に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件及び議案第 49 号 公の施設の指定管理者の指定の件につきましては、地方自治法の改正により、公の施設の管理運営を指定管理者に行わせることができるようになったことに伴い、所要の改正を行うとともに、指定管理者の指定を行うものであります。

今後とも、公共施設につきまして、町民の利便性の向上を図るとともに、適切な管理運営に努めてまいる所存であります。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時53分)

〔休憩中に、総務部長(竹内寿実君)が議案第48号、議案第49号について細部説明を行う〕

(午後2時57分)

議長(吉江守熙君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長(吉江守熙君) これより、上程されております議案第48号、議案第49号の2議案に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては、挙手するとともに、発言ボタンを押していただきますようお願いいたします。

順次発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長(吉江守熙君) ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長(吉江守熙君) これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というふうに交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

脇四計夫君。

〔3番脇四計夫君登壇〕

3番(脇四計夫君) 3番の日本共産党、脇四計夫であります。

本日提案されております48号、49号の議案のうち、49号について反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、その前に、私ども議員の任期はきょうから4年間ということになっております。それで、本来ならば議員が提案される議案について十分な検討審議が保障される時間が必要だと思えます。しかし、きょう、任期初日の初会議において提案をされ、審議、討論、採決をせよということでは、議会に対する、議員に対する審議権を十分保障されるものではないというふうにも考えます。最低3日間の検討、見直し期間が必要であると思えます。そのた

めにも、このような提案の仕方については、当局において大きな反省を求めるものであります。

そこで、反対の趣旨を述べます。

先ほど提案の中でありました6つの施設について指定管理者を指定するというわけであり、私は、その中で、朝日町環境ふれあい施設、俗称「らくち~の」について指定管理者を指定する。本来、指定管理者を指定する場合は競争による選考でなければいけないと考えますが、特にこの環境ふれあい施設については、ここの株式会社らくち~のに指定しなければいけない、その必然性を感じません。このようなことから、この49号の議案については反対せざるを得ないというふうに思います。

冒頭言いました提案の仕方、そして49号のような、特にらくち~のについてこのような提案がされることについては、議会としてきっぱりとその中身を審議する、その保障のためにも議案第49号には反対をいたします。

以上です。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、賛成討論はありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

採 決

議長（吉江守熙君） これより、上程されております議案第48号指定管理者制度に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第49号公の施設の指定管理者の指定の件を採決いたします。

先ほどの討論において、議案第49号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

まず、議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（吉江守熙君） 全員起立であります。

よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 49 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君）起立多数であります。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（吉江守熙君）次に、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君）議員各位におかれましては、このたび 8 月 6 日に執行されました朝日町議会議員選挙で、議員定数削減の折、大変厳しい選挙を勝ち抜いてこられたわけでありませう。そして、本日臨時議会を開催いたしまして、組織、そして議案第 47 号・48 号・49 号につきましてご審議を賜りまして、心から厚く感謝を申し上げる次第であります。

従来から申し上げておりますように、地方分権に向けたさまざまな改革に今後とも政府は取り組んでこられるだろうと思っておる次第であります。そういう中で平成 18 年度、本年度から第 4 次朝日町総合計画がスタートしたわけであります。「人と自然、心と心、ふれあいまち“あさひ”」の将来像を掲げまして、今後 10 年間のまちづくりに取り組みたいというふうに考えています。

私自身もさる 6 月 13 日から町政を担当させていただくことに相成ったわけであります。議員各位も私も町民の信を得て今日いるということも事実でございますし、今後とも行政と町民がお互いに協働しながら、地域に密着したまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

8 月 1 日に部制を導入いたしまして、係を廃止するなど組織の集約化と業務の効率化を目指した組織機構の改革を行いました。これは、これから先行き不透明な地方自治において、私が考えてきたことと情報を得たことで、まさに新しい時代を迎えようとしておるわけでありませう。

私は 6 月 13 日に町長に就任いたしましたときに、職員に訓示をいたしました。その後、広

報あさひで「ひとりごと」にも申し上げましたが、これからは行政が何をしてくれるかというときではない。それぞれ町民が行政に対して何ができるかを考えていただきたい。そういう時代であるということをお願いしておりますし、今後ともその気持ちに変わらないことを申し添えたいと思います。今後とも引き続き議員各位のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

9月定例議会につきましては、全国ビーチボール競技大会が23回目を迎えるわけでありまして、その後に開催したいというふうに考えて諸準備をしておるところでございますので、きょう組織されました議会運営委員会にお諮りをしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、重ねてご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、皆さん方の一層のご健勝、ご多幸を心から念じて、閉会の言葉にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（吉江守熙君） 議員各位並びに町当局におかれましては、長時間にわたり議事運営にご協力いただき、心から感謝申し上げます。

これをもって、平成18年第4回朝日町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時08分）